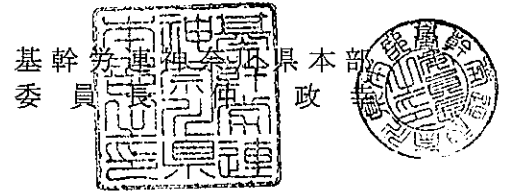


2025年7月18日

神奈川県労働局長
児屋野 文男 殿



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、神奈川県鉄鋼業の最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

神奈川県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者数

7,667名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

神奈川県において鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

神奈川県鉄鋼業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3. の最低賃金について改正の決定を求める。

尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が3分の1以上に達していることから法定最低賃金の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 2,415人

- ・賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹労働者数 2,415人 (A)
- ・神奈川県における鉄鋼業を営む使用者に使用に適用される基幹的労働者数
7,667人 (B) $A \div B = 31.49\%$
- ・労働協約上の賃金の最も低い額=201,140円/月額 (時間額 1,269円)



6. 添付書類

- ①労働協約等の写し（最低賃金の協定、確認書、覚書）
- ②合意書および委任状
- ③最低賃金申請組合（事業所名、労働組合名および申請労働者数）
- ④月額金額および1日・月間の所定労働時間・日数一覧

特定最賃申し出の申請組合

No.	組合名	月額金額 (単位：円)	所定労働時間 (時間)	時間額
1	JFEスチール京浜労働組合	235,000	157.7	1,491
2	日鉄ステンレス鋼管労働組合湘南支部	201,140	158.4	1,269
3	日本鑄造労働組合	219,000	160	1,369
4	JFE物流労働組合本社京浜支部	235,000	157.7	1,490
5	JFE物流京浜労働組合	224,830	163.5	1,375
6	神戸製鋼所労働組合溶接管支部藤沢地区	224,560	157.5	1,426
7	JFEウイング労働組合	220,500	160.1	1,378
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				